

## 宗像市次世代育成支援対策審議会委員名簿(案)

任期:平成22年5月26日～平成24年5月25日

| 区分        | 氏名     | 備考                         |
|-----------|--------|----------------------------|
| 知識経験を有する者 | 横山 正幸  | 福岡教育大学名誉教授                 |
|           | 石山 さゆり | 日本赤十字九州国際看護大学准教授           |
| 児童福祉関係団体  | 幸 政恵   | 野ばら保育園園長                   |
|           | 林田 隆夫  | 宗像市民生委員児童委員協議会             |
|           | 中里 留美子 | 宗像子育てネットワークこねっと            |
| 関係行政機関の職員 | 大脇 満   | 福岡県宗像児童相談所所長               |
|           | 杉本 聖子  | 福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所健康増進係技術主査 |
| 教育関係者     | 高杉 洋史  | 宗像市私立幼稚園園長会<br>玄海ゆりの樹幼稚園園長 |
|           | 坂田 紳一  | 自由ヶ丘小学校校長                  |
|           | 力丸 茂晴  | 元教育委員長、元小学校校長              |
| 市民代表      | 柿原 義治  | 公募委員                       |
|           | 吉永 真奈美 | 公募委員                       |

◇ \_\_\_\_\_ が新任(任期:平成23年5月9日から平成24年5月25日)

旧任

| 区分        | 氏名    | 備考                               |
|-----------|-------|----------------------------------|
| 関係行政機関の職員 | 千束 裕己 | 元・福岡県宗像児童相談所所長<br>(平成23年3月31日退職) |

## ○宗像市次世代育成支援対策審議会規則

平成22年12月27日

規則第38号

### (趣旨)

第1条 この規則は、宗像市附属機関設置条例(平成15年宗像市条例第21号)により設置された宗像市次世代育成支援対策審議会(以下「審議会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 審議会は、12人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 児童福祉関係団体を代表する者
- (3) 教育関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市民代表

### (任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (庶務)

第6条 審議会の庶務は、子ども部子ども育成課において処理する。

### (雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

### 附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。